

宍粟市誕生祝い品企画製作業務仕様書

1. 業務名

宍粟市誕生祝い品企画製作業務

2. 目的・概要

宍粟市では、健やかな子どもの成長や豊かな人間性を育むために、木育の一環として木製玩具を新生児に贈呈している。

現在贈呈している誕生祝い品は、令和元年度から配布している「宍粟の箱庭」（宍粟の人や自然を模った木製玩具を小さな木箱に収めたもの）の1種類であり、第2子以降には異なるものを望む声があることから、新たに2品を追加選定する計画としている。

本業務は、新たな誕生祝い品を決定するために木製玩具のデザイン等の企画提案を募るものであり、採用決定した木製玩具は令和6年度以降の誕生祝い品として市が購入し新生児に配布する。

3. 業務内容等

次の内容により、木製玩具を2品企画製作する。

ただし、2品の企画製作が難しい場合は、1品のみの提案も可能とする。

(1) 木製玩具の種類

①積み木

②積み木以外の木製玩具（木製玩具であればジャンルは問わない。）

※玩具のデザインは、自社製品であれば、すでに製品化されたデザインでも構わない。

(2) 使用木材の指定

玩具は宍粟市内で産出した木材を用いて製作する。

ただし、安全性や遊びの観点から宍粟市産の木材が適さないパーツは、市外産の木材のほか金属や紐などの木材以外の材料も使用することができる。

(3) 収納木箱等

収納するための専用木箱を製作する。

専用木箱に使用する木材は産地を問わない。

木箱への収納が難しい場合は、専用布袋による提案も可能とする。

(4) 対象児童

5歳児未満

(5) 安全基準等

玩具は、「安全性」と「遊び」を考慮した製品とする。

市の選考を経て採用候補となった製品は、特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会（以下「認定機関」という。）の認定検査に合格する必要があるため、認定機関が示す

「安全性の指針」を満たす必要があることに留意し製作する。

なお、安全性の指針は、本業務に参加する事業者に別途配布する。

(6) 認定検査

採用候補となった製品は、誕生祝い品として相応しい製品であるかを安全面や遊びの観点から審査するため、認定機関における認定検査を実施する。

なお、認定検査に合格するまでに2回程度の改良修正が必要となる見込みである。

認定検査は、令和6年3月31日までに合格しなければならない。

(7) 製品単価の上限、年間発注見込数量

玩具の設定価格は、専用木箱を含み1点あたり5,500円(税込)を上限とする。

年間発注見込数量は、1点あたり各50~80個程度を見込んでいる。

(8) その他

持続可能な製作体制がとれる製品とする。

持ち運びができるサイズの製品とする。

4. 留意事項

① 製品の著作権は、受託者に帰属するものとする。

ただし、受託者の決定後において、市は木育事業や誕生祝い品事業に関する報告、公表、広報等のために必要な場合には、受託者の承諾を得ずに製品及びその画像を無償で使用できるものとする。

② 認定機関による認定検査の過程でデザイン等を一部変更することがある。

③ 本業務への参加にあたり必要となる費用については、参加事業者が負担する。

④ 完成品は個別包装を施して納品することとし、詳細については、受託者と協議し決定する。

⑤ 本業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

⑥ 本業務の実施により、第三者に損害を与えた場合は、当市に起因するものを除き、受託者の責任のもと対応すること。

5. その他

① 本仕様書の記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに当市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。

② 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、受託者決定後において本仕様書に明記なき事項については、当市と受託者が協議のうえこれを決定する。

③ この事業は、市の政策決定と市議会での予算成立が前提となるため、将来に渡り事業の実施が担保されるものではない。